

舗装工事および法面処理工事における機械保有要件等について（質疑応答）新旧対照表

改正後	改正前
<p>舗装工事および法面処理工事における機械保有要件等について（質疑応答） <u>R6.4.1 改正</u></p> <p>入札参加資格審査時の機械確認との関係</p> <p>Q 6．入札参加資格申請時において申請した機械以外に、現場の施工状況に応じて、別途、リースの機械を使用してよろしいか。</p> <p>A 6．競争入札参加資格審査時に確認した機械とともに使用する場合は可。 <u>この場合は、リース機械に関する入札時に提出する様式第3号の2（機械の保有状況およびオペレータの配置）に関する書類の再提出（機械の追加）、現場での機械の確認は必要ない。</u></p> <p>入札条件の設定方法</p> <p>Q 8．<u>個別の工事において</u>入札参加資格確認申請書（<u>様式第3号の2</u>）で申請した機械（オペレータ）は、実際の工事に使用（配置）しなければならないか。</p> <p>A 8．使用することを入札参加資格要件とする。<u>使用する機械が未定の場合、複数の機械を申請することができる。複数の機械を申請した場合、実地確認する対象は実際の工事に使用する機械のみとする（別添図参照）。</u> 実際の工事で<u>申請にない</u>異なる機械（オペレータ）<u>のみ</u>を使用（配置）した場合は、指名停止等の措置を検討する。</p>	<p>舗装工事および法面処理工事における機械保有要件等について（質疑応答） <u>H27.5.1 改正</u></p> <p>入札参加資格審査時の機械確認との関係</p> <p>Q 6．入札参加資格申請時において申請した機械以外に、現場の施工状況に応じて、別途、リースの機械を使用してよろしいか。</p> <p>A 6．競争入札参加資格審査時に確認した機械とともに使用する場合は可。</p> <p>入札条件の設定方法</p> <p>Q 8．入札参加資格確認申請書で申請した機械（オペレータ）は、実際の工事に使用（配置）しなければならないか。</p> <p>A 8．使用することを入札参加資格要件とする。 実際の工事で異なる機械（オペレータ）を使用（配置）した場合は、指名停止等の措置を検討する。</p>

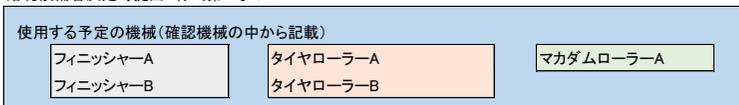
別添図

競争入札参加資格審査(2年更新)



個別の工事

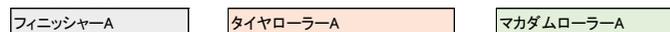
落札候補者決定時提出 様式第3号の2



現場施工時に実際に使用する機械



実地確認が必要な機械は



・フィニッシャー1、タイヤローラー1、コンバインドローラーについては様式第3号の2の提出は不要